

小中学校屋内運動場空調設備等設置事業

公募型プロポーザル

募集要項

令和7年1月

北本市

— 目 次 —

1	募集要項の定義	1
2	本事業の目的	1
3	本プロポーザルの趣旨	1
4	本事業の概要	1
	(1) 本プロポーザルの実施者	1
	(2) 本プロポーザルの事務局	1
	(3) 事業対象	2
	(4) 業務概要	2
	(5) 事業期間等	2
	(6) 提案上限価格	3
5	参加資格要件	3
	(1) 参加者の構成	3
	(2) 参加資格要件	3
6	公告から契約までのスケジュール	7
7	関係資料	8
	(1) 配付資料	8
	(2) 貸与資料	8
8	現地視察会について	8
	(1) 対象施設	8
	(2) 実施概要	8
	(3) 現地視察会の申込	9
	(4) 留意事項	9
9	質疑回答	9
	(1) 質疑	9
	(2) 回答	10
10	VE提案	10
	(1) 提案書	10
	(2) 採否回答	10
11	参加表明及び参加資格確認	10
	(1) 参加表明の提出	10
	(2) 参加資格の審査結果	11
12	技術提案	11
	(1) 技術提案の提出	11
	(2) 技術提案書等の取扱い	13
	(3) 技術提案の履行	14
	(4) 法令等の遵守	14
	(5) 失格事項	14
	(6) 辞退の方法	14

1 3 技術提案の審査及び審査項目	15
(1) プロポーザル選定委員会	15
(2) 技術提案書審査	15
(3) プレゼンテーション	15
(4) 優先交渉権者等の決定	16
(5) 審査項目	17
(6) 評価値が同点の場合	18
1 4 契約書作成の要否	18
1 5 契約保証金	18
1 6 配置技術者	19
1 7 現場代理人	19
1 8 審査結果の通知	19
1 9 契約手続き等	19
(1) 契約手続き	19
(2) 優先交渉権者の取り消し等	20
(3) その他	20
2 0 その他	20
(1) 費用負担について	20
(2) 参加辞退について	20
(3) 複数応募の禁止	20

1 募集要項の定義

小中学校屋内運動場空調設備等設置事業プロポーザル募集要項は、北本市（以下、「本市」という。）が小中学校屋内運動場空調設備等設置事業（以下、「本事業」という。）に係る設計業務、工事施工及び工事監理業務等を一括して実施する事業者（以下、「選定事業者」という。）を、プロポーザル方式により選定する（以下、「本プロポーザル」という。）に当たり、本プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものとする。

2 本事業の目的

本事業は、本市の小学校、中学校の屋内運動場に空調設備を令和7年度末までに設置し、今後、夏季の猛暑等により教育活動中の児童生徒が熱中症等の重大な健康被害に陥ることを防止するとともに、避難所施設として使用を想定した場合の良好な室内環境を確保すること及び安全性の向上に寄与することを目的とする。

3 本プロポーザルの趣旨

本事業の実施にあたっては、本プロポーザル参加者の持つノウハウの活用により、本事業を効率的かつ効果的に実施することで、ランニングコストを含む本市の財政負担を最小にしつつ安全性を確保した上で、令和7年度末までに対象施設に空調設備を設置するための技術提案等を募集する。

本プロポーザル参加者のうち、金額と提案を合わせた評価値が最も優れた参加者を優先交渉権者とし、技術提案内容を別に定めた「小中学校屋内運動場空調設備等設置事業要求水準書（以下、「要求水準書」という。）の一部として採用し、契約内容とする。

4 本事業の概要

(1) 本プロポーザルの実施者

北本市長 三宮 幸雄（以下、「市長」という。）

(2) 本プロポーザルの事務局

部署名：北本市 建築開発課 営繕・住宅担当

住所：〒364-8633 埼玉県北本市本町1-1-1

電話：048-594-5551

電子メール：a04000@city.kitamoto.lg.jp

※メールを送付する場合には、メールの件名の最初に「【屋体プロポ】」を必ず付けること。（例：【屋体プロポ】参加表明書の提出について）

また、メール送付後に受信確認を電話で必ず行うこと。

(3) 事業対象

ア 事業対象施設 : 小学校 7 校、中学校 4 校

(ア) 空調設備の設置

電気式ビルマルチヒートポンプエアコンまたは店舗用パッケージエアコン(以下「EHP」とする。)の取付

(イ) LED照明設備の設置

屋内運動場で使用している白熱灯・水銀灯を撤去し、LED照明を取付(アリーナ、ステージのみ)

イ 事業対象予定箇所

小学校 屋内運動場

中学校 屋内運動場

※詳細については貸与資料を参照

(4) 業務概要

ア 設計業務

全ての対象施設における空調設備等設置に係る設計業務

イ 工事施工

全ての対象施設における空調設備等設置に係る工事施工

ウ 工事監理業務

全ての対象施設における空調設備等設置に係る工事監理業務

エ 統括管理業務

設計業務、工事施工及び工事監理業務を統括し、事業の円滑な進行管理を行うとともに、各業務の検収、検査に係る書類作成や立ち合い、定例会議等の運営、設計変更や工程調整に係る諸手続き等の業務

(5) 事業期間等

ア 契約上の工期

本事業の契約上の工期は本契約締結（仮契約後、議会における議案の可決をもって本契約となる）後、令和 8 年 3 月 2 0 日までとする。

イ 各業務履行期限

(ア) 設計業務

本契約締結後、令和 7 年 8 月 2 9 日までとする。ただし、その後に生じた設計変更等に係る業務については、契約上の工期までとする。

(イ) 施工業務

当初設計の全部、又は一部について、本市が設計内容を承認した日以降、受注された者の技術提案書に記載されている履行期限又は令和8年2月28日までとする。

(ウ) 工事監理業務

工事施工の履行期限と同様。

(エ) 統括管理業務

契約上の工期までとする。

(6) 提案上限価格

提案上限価格：940,227千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

5 参加資格要件

(1) 参加者の構成

参加者は、単独企業又は特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）によるものとし、以下の参加資格要件を満たす者とする。

参加表明書締切日から優先交渉権者の決定までの間に、以下の要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(2) 参加資格要件

ア 共通する参加資格要件

単独企業、共同企業体の代表者（以下、「共同企業体代表者」という。）、共同企業体の構成員（以下、「共同企業体構成員」という。）は公告日において、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可を受けている者又は建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者で、令和5・6年度北本市建設工事等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。

(エ) 本件入札の公告の日から落札決定の日までの期間に、北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成20年告示第39号)の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

- (オ) 本件入札の公告の日から落札決定の日までの期間に、北本市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成30年告示第269号)に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (カ) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)のうち、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者で、令和5・6年度北本市建設工事請負等競争入札参加資格審査申請時に官公需適格組合の算出方法の特例を希望した者にあつては、(ア)に定める入札参加資格について、経営事項審査結果通知書における総合評定値(P)は、官公需適格組合特例計算後の総合評定値(P)とする。
- (キ) 中小企業等協同組合においては、当該組合の組合員が同一の入札に参加しようとしなない者であること。

イ 個別の参加資格要件

単独企業、共同企業体代表者及び共同企業体構成員はそれぞれ担当する業務等に関する以下の参加資格要件を満たすこと。ただし、設計業務、工事監理業務に限り協力会社とすることができるものとする。

なお、協力会社については、5(2)(ア)に示す要件を満たさない者でも可とする。

(ア) 単独企業及び共同企業代表者の要件

- ・ 契約者(契約を締結する権限を有する主たる営業所(本店)又はその他の営業所(支店))の所在地を埼玉県内に有し、資格者名簿の管工事で格付けAに登載されている者であること。
- ・ 平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む。)又は地方公共団体との請負契約において、元請けとして(特定共同企業体による契約にあつては、代表者及び構成員に限る。)、学校への空調設備工事の施工完了実績を有する者であること。
- ・ 管工事について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項の特定建設業の許可を受けており、公告の日において当該許可を受けてから2年を経過している者。
- ・ 要求水準書に示す資格を有する者を施工管理責任者及び現場代理人として、本業務の工事施工に配置できること。
- ・ 要求水準書に示す資格を有する者を、本業務全体の統括的な管理

責任者（以下、「統括管理責任者」という。要求水準書において同じ。）として専任で配置できること。

(イ) 設計業務を行う者の要件

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、公告の日において、当該登録を受けてから 2 年を経過している者。
要求水準書に示す資格を有する者を設計管理責任者として配置できること。

(ウ) 工事監理業務を行う者の要件

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、公告の日において、当該登録を受けてから 2 年を経過している者。
- ・ 要求水準書に示す資格を有する者を工事監理責任者として配置できること。

(エ) 共同企業体については、次の要件を満たすこと。

- ・ 共同企業体の構成員は 2 者又は 3 者とし、共同企業体はその構成員の自主結成とする。また、出資比率の最も高い者を代表者とする。
- ・ 共同企業体構成員にあつては、次に掲げる要件を満たす者とする。

工事施工を行う者は、管工事、電気工事又は建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 6 項の特定建設業又は一般建設業の許可を受けており、公告の日において当該許可を受けてから 2 年を経過している者として、設計業務、工事監理業務を行う者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、公告の日において、当該登録を受けてから 2 年を経過している者。

ウ その他の参加資格要件

- (ア) 共同企業体の場合、共同企業体代表者が本プロポーザル手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、共同企業体内の全ての調整等の責任を負うものとし、本市への書類提出及び本市からの通知等については、全て共同企業体代表者が行う。
- (イ) 共同企業体の構成員は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員になることはできない。また、構成員と資本関係又は人的関係等のあるものについても、他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (ウ) 北本市立小中学校屋内運動場空調設備設置事業発注支援業務を受託した者は、本業務への参加資格はできないものとする。

6 公告から契約までのスケジュール

	項 目	日 時
(1)	公告	令和7年 1月10日（金）
(2)	現地視察会	
	受付期間	令和7年 1月10日（金）から 令和7年 1月17日（金）正午まで
	現地視察会実施	令和7年 1月21日（火）から 令和7年 1月23日（木）まで
(3)	質疑	
	受付期間	令和7年 1月10日（金）から 令和7年 1月24日（金）正午まで
	質疑回答日	令和7年 1月29日（水）
(4)	参加表明	
	受付期間	令和7年 1月10日（金）から 令和7年 1月30日（木）午後5時 まで
(5)	参加資格審査結果通知日	令和7年 2月4日（火）
(6)	V E 提案	
	受付期間	令和7年 1月10日（金）から 令和7年 2月6日（木）正午まで
	V E 提案採否回答日	令和7年 2月13日（木）
(7)	技術提案書	
	受付期間	令和7年 2月14日（金）から 令和7年 2月28日（金）正午まで
(8)	プロポーザル選定委員会 （技術評価及びプレゼンテーション）	令和7年 3月上旬
(9)	優先交渉権者決定	令和7年 3月中旬
(10)	審査結果及び優先交渉権者等の公表	令和7年 3月中旬
(11)	仮契約締結	令和7年 3月下旬を予定
(12)	本契約締結	北本市議会における議決後 令和7年 3月下旬を予定

7 関係資料

(1) 配付資料

ア 募集要項

イ 要求水準書

(本事業を実施するために市が事業者に要求する最低の仕様)

ウ 参加表明書(様式1-1～1-2)

エ 共同企業体協定届出書(様式1-3)

オ 参加資格確認項目(様式1-4-1～1-4-5)

カ 共同企業体参加資格確認項目(様式1-5)

キ 現地視察申請書(様式2)

ク 質疑回答書(様式3-1)

ケ VE提案書(様式3-2)

コ 参加辞退届出書(様式4)

サ 技術提案書(様式5)

シ 技術評価に係る提案書(様式5-1-1～5-1-5)

ス 提案価格見積書(様式5-2-1)

セ 提案価格見積書の内訳書(様式5-2-2)

ソ 提案価格見積書の中丸小学校の内訳書(様式5-2-3)

タ 参考図書貸与申込書(様式6)

チ 設計・施工仮契約書(案)

(2) 貸与資料

対象校の施設台帳 ※配置図、変圧器容量一覧、基本計画図(参考機器表、参考機器プロット図、照明更新範囲図)、対象校の既存建築図CADデータの資料のDVDでの提供を希望する事業者は、本公告後から令和7年1月24日(金)正午までに本プロポーザルの事務局に記載のあるEメールアドレスに電子メールにて参考図書貸与申込書(様式6)を提出し、受領方法等について確認をすること。

8 現地視察会について

(1) 対象施設

本事業対象の市立小中学校全11校

(2) 実施概要

ア 日程

令和7年1月21日(火)～1月23日(木)

イ 視察対象

空調設備を設置する屋内運動場、外周り、分電盤、受変電設備等を視察対象とする。

(3) 現地視察会の申込

- ・ 現地視察申請書（様式2）により、電子メール（ファイル添付）にて申込を行うこと。提出先は、本プロポーザルの事務局に記載のあるEメールアドレスとすること。また、提出先に電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合には、現地視察会に参加できないため注意のこと。）
- ・ 申込みは本プロポーザル参加を予定しているグループごとに代表者が行うこと。
- ・ 申込期間は令和7年1月10日（金）～1月17日（金）正午までとする。
- ・ 参加者は5名以内とすること。
- ・ 現地視察の詳細な方法・日時等は令和7年1月20日（月）までに電子メールによる連絡とする。

(4) 留意事項

- ・ 学校の敷地内は全面禁煙とする。
- ・ 学校の教育活動等に支障のないよう留意すること。
- ・ 資料、上履きなど、視察に必要なものは各自用意すること。
- ・ カメラ等による撮影は可能とするが、児童生徒が特定されないようにすること。また、撮影した画像等は本事業以外に使用しないこと。
- ・ 現地視察時には、本事業に関する質問に対する回答はしないものとする。
- ・ 視察ができない学校については施設台帳及び空調機器表（参考）等の貸与資料を参考とし、本契約締結後に視察し、実施設計を行うものとする。

9 質疑回答

(1) 質疑

要求水準書、本募集要項等の内容に不明な点がある場合は、質疑回答書（様式3-1）を提出すること。

(ア) 受付期間

令和7年1月10日（金）～1月24日（金） 正午まで

(イ) 質疑事項提出先、提出方法

本プロポーザルの事務局に記載のあるEメールアドレスに電子メールにより提出すること。また、提出先に電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合には、質疑回答を行わないため注意すること。）

(2) 回答

(ア) 質疑回答日

令和7年1月29日(水)

(イ) 回答方法

質疑に対する回答は、本市ホームページ上に公表する。

10 VE提案

要求水準書、本募集要項等の内容に対して実現性の高い有効なVE提案がある場合は、VE提案書(様式3-2)を提出すること。

(1) 提案書

(ア) 受付期間

令和7年1月10日(金)～2月6日(木)正午まで

(イ) 提出先、提出方法

本プロポーザルの事務局に記載のあるEメールアドレスに電子メールにより提出すること。また、提出先に電話で到達確認をすること。(誤送信等により未着の場合には、採否回答を行わないため注意すること。)

(ウ) VE提案採否回答日

令和7年2月13日(木)

(2) 採否回答

(ア) VE提案採否回答方法

- ・ VE提案に対する採否は、VE提案を提出した参加者に対し、メール送信により連絡する。
- ・ 本市が採用を認めたVE提案のうち、参加者が本事業に利用したい提案については、技術提案に明記のうえ、提案金額等に反映することができるものとする。

11 参加表明及び参加資格確認

(1) 参加表明の提出

参加申込者は、次の方法により参加表明手続きを行い、参加資格要件の有無について審査を受ける。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式1-1又は1-2)

(イ) 共同企業体協定届出書(様式1-3 共同企業体による参加の場合に限る。)

(ウ) 参加資格確認項目(様式1-4-1～1-4-5)

(エ) 共同企業体参加資格確認項目(様式1-5 共同企業体による参加の場合に限る。)

イ 提出部数

正本 1 部及び副本 2 部（副本は複写可） 計 3 部

ウ 提出先

本プロポーザル事務局

エ 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

オ 提出期間

令和 7 年 1 月 10 日（金）～1 月 30 日（木）午後 5 時までとする。（郵送の場合も同日同時必着とする。）持参の場合は平日のみ 8：30～17：00 まで

(2) 参加資格の審査結果

ア 参加資格の審査結果は、令和 7 年 2 月 4 日（火）を目途に郵送及び電子メールにより、参加資格審査結果通知書により通知する。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格審査結果通知書にその旨を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者には、本市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合には、令和 7 年 2 月 19 日（水）午後 5 時までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により本プロポーザル事務局に提出すること。本市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

エ 統括管理責任者は、原則として本業務が終了するまでの間に変更を認めない。ただし、配置予定者が、病気治療、死亡及び退職等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、本市が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。

1 2 技術提案

(1) 技術提案の提出

参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者は、次に掲げる書類（以下、「技術提案書等」という。）により技術提案手続を行う。

ア 提出書類

(ア) 技術提案書(様式5)

(イ) 技術評価に係る提案書(様式5-1-1～5-1-5)

- ・ 技術提案書及び技術評価に係る提案書は、様式集に定められたスペースに作成すること。

- ・ 様式ごとにインデックスをつけること。
- ・ 提案書は、1部ずつファイルに綴じること。(ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。また、出力は両面コピーとし、会社名は記載しないこと)
- ・ 使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とする。
- ・ カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- ・ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- ・ 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

(ウ) 提案価格見積書(様式5-2-1)

(エ) 提案価格見積書の内訳書(様式5-2-2)

(オ) 提案価格見積書の中丸小学校の内訳書(様式5-2-3)

- ・ 一式表記は極力減らし、数量・単価を明示すること。

(カ) プレゼンテーション用資料

プレゼンテーション用資料は、技術提案書の内容を逸脱することなく、技術提案書を補足する最低限のものとする。

- ・ A4判で作成し、1部ずつファイルに綴じること。(ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。また、出力は両面コピーとし、会社名は記載しないこと)
- ・ A3判の資料は、折りたたんでファイルに閉じることができれば可とする。
- ・ 使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とする。
- ・ ページ数は20ページ以内とする。表紙及び目次は、枚数には含まない。別冊資料の添付は不可とする。
- ・ カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- ・ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- ・ 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

イ 提出部数

(ア) 正本1部及び副本9部(副本は複写可) 計10部及びCD-R 1部

ただし、提案価格見積書及び提案価格見積書の内訳書については、正本1部のみ提出。

(イ) CD-R(容量が不足する場合はDVD-Rとする。)に、提出書類の電子データ(PDF及び元データ)を格納し提出すること。

(ウ) CD-Rへの格納の条件は、次のとおりとする(CD-Rの提出方法は以下同様とする)。

- ・ CD-R : W i n d o w s フォーマット
- ・ 使用アプリケーション：様式の指定があるものは、原本ファイル形式のままとし、その他図面等は PDF 形式とする。
- ・ ウィルスチェック：CD-R は、ウィルスチェックを行ってから提出すること。

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

エ 提出先

本プロポーザル事務局

オ 提出期間

令和 7 年 2 月 14 日（金）～ 2 月 28 日（金）正午までとする。（郵送の場合も同日同時必着とする。）持参の場合は平日のみ 8：30～17：00 まで、最終日のみ正午までとする。

(2) 技術提案書等の取扱い

ア 提出された技術提案書等は返却しない。

イ 提出された技術提案書等は、本プロポーザル審査のために複製を作成することができるものとする。

ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として提案者が負うものとする。これによって本市が損失又は損害を被った場合には、当該提案者は本市に対して当該損失及び損害を補償又は賠償しなければならない。

エ 技術提案書等の提出は、1 提案者につき 1 案とする。

オ 技術提案書等（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同じ。）の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本プロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は技術提案書等の全部又は一部を無償で利用できるものとする。なお、契約に至らなかった場合の技術提案書等は、本プロポーザルに関する公表以外に無断で使用しない。

カ 技術提案書等の作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表及び使用してはならない。

キ 記載内容の変更

提出された技術提案書等の差し替えは認めない。

(3) 技術提案の履行

受注者は、技術提案書等の提案事項については、責任を持って確実に履行すること（設計業務の完了時に、本市がその提案事項の履行について不要と認める場合を除く）。また、受注者の責により、事業契約完了時点で技術提案書等の提案を達成できなかった事項については、契約金額の変更対象とする。

ただし、本市との協議の上、技術提案と同等と認められる方法等で本業務を履行することを本市が認める場合はこの限りではない。

なお、技術提案書等の提案事項を達成する意志が受注者に認められないなど、技術提案書等に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求及び指名停止措置を行うことがある。

(4) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受注者に属するものとする。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- ・ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- ・ 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ・ 提案上限価格を超える額で提案をしたとき。
- ・ 参加表明書の提出期間以後、優先交渉権者の決定の日までの手続期間中に指名停止となったとき。
- ・ その他、技術提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要項に定める手続きによらなかったとき。

(6) 辞退の方法

- ・ 参加申込者は、優先交渉権者が決定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- ・ 本プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはない。ただし、仮契約締結後はこの限りではない。
- ・ 参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式4）を郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）又は持参により提出すること。なお、参加辞退届出書を提出した後は、辞退を撤回することはできない。

1 3 技術提案の審査及び審査項目

(1) プロポーザル選定委員会

優先交渉権者の選定は、プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において実施する。

(2) 技術提案書審査

委員会は、提出された技術提案書等について審査評価基準に基づき評価を実施する。

- ・ 技術提案書審査により、業務遂行能力、業務の品質、価格等を総合的に評価し、評価値が最も高い提案を最優秀提案として特定する。
- ・ 最優秀提案となるべき同値の評価値が2者以上ある場合は、提案価格が最も低い者を最優秀提案として特定する。提案価格が最も低い者がなお2者以上ある場合は、くじにより最優秀提案として特定する。

(3) プレゼンテーション

ア 提案者は提出した技術提案書に係る審査を受けるため、プレゼンテーション及び委員会委員によるヒアリングを行う。

(ア) 日時 令和7年3月上旬頃（別途通知）

(イ) 集合場所 北本市役所（別途通知）

(ウ) 参加可能人数 当該業務に予定する統括管理責任者と設計管理責任者及び施工管理責任者又は現場代理人を含む5名までとする。

イ プレゼンテーションに関する注意事項

(ア) 会場への入場は、集合場所から係員の指示・誘導に従うこと。

(イ) プレゼンテーション及びヒアリングの時間は1者につき25分程度とし、その内訳はプレゼンテーションを15分以内、ヒアリングを10分程度とする。

(ウ) 会場入場後、選定委員の紹介等を行わないので、速やかに準備を行い、説明を開始すること。

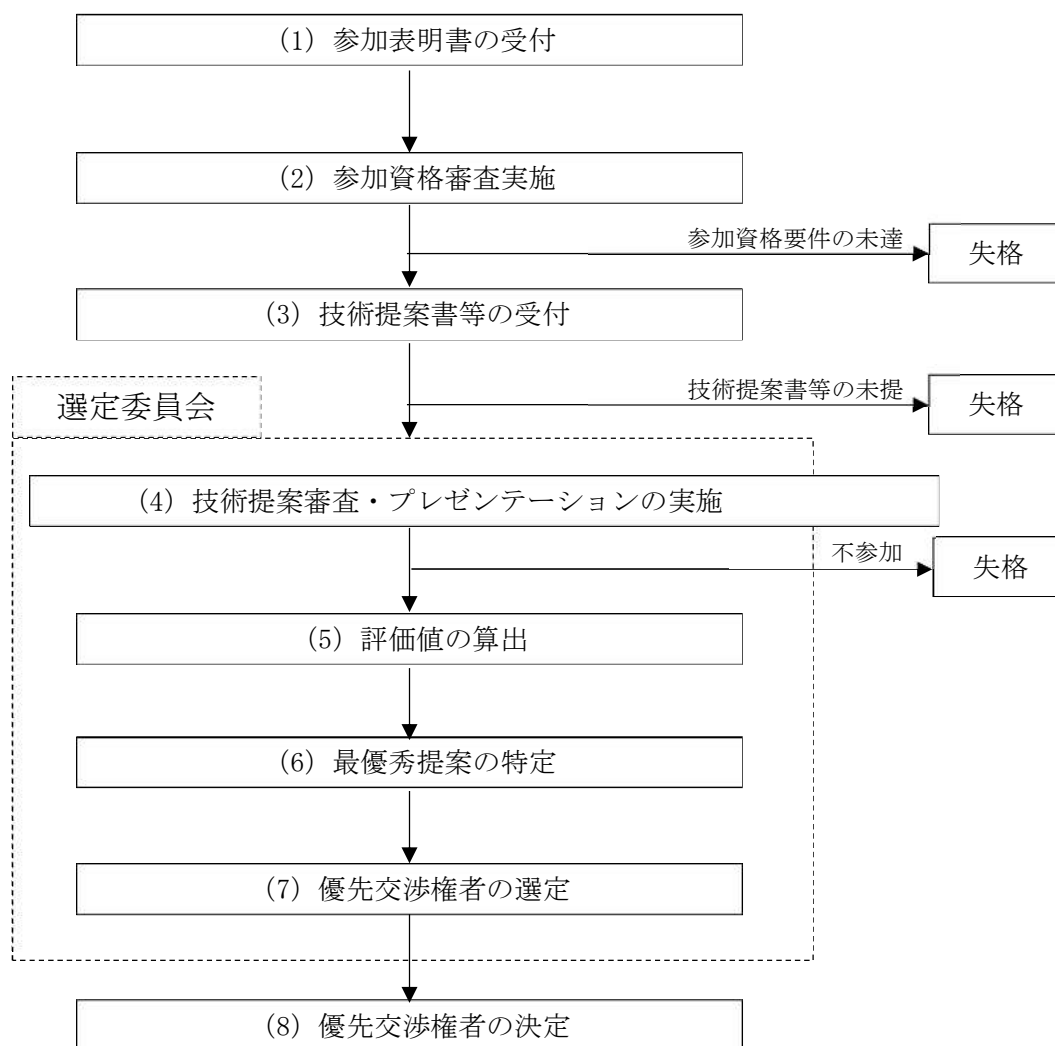
(エ) プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で審査を行うので、資料への社名等の記載や発言、服装等について、参加者が特定されないことがないよう十分注意すること。

(オ) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、原則として辞退したものとする。

(カ) プレゼンテーションは、提出した技術提案書を用いて行うこと。新たな資料の提示は認めない。

(4) 優先交渉権者等の決定

委員会は、技術提案書等の特定結果に基づき、最優秀提案を提出した者を優先交渉権者として選定する。本市は、委員会の選定に基づき、優先交渉権者を決定する。優先交渉権者の決定までの流れは、次のとおり。



優先交渉権者の選定結果については、公告日、契約締結日、契約者、結果表を公表する。その他は非公表とする。

■公表する結果表（イメージ）

事業者名	評価点数	備考
A 社		
B 社		契約者
C 社		

事業者名の表示はA社、B社等とし、実名は公表しない。

評価点数は合計のみを記載。

(5) 審査項目

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点		様式
技術 評価 内容	(1) 業務遂 行能力	同種・類似業 務の実績	ア 過去 10 年以内に学校空調など元請けとして多拠点での空調設備を含む管工事の実績があるか。(1 工事で同時に行った拠点の数等で評価) イ 過去 10 年以内に空調設備を含む管工事を元請けとして 5,000 万円以上(官公庁・民間)の施工実績を多数有しており、十分な実施能力があるか。(実績の数で評価)	5	10	5-1-1 (1) (2)
		業務実施体制 及び業務フロー	ア 学校運営を行いながら多拠点を同時に進めることを十分に鑑み、設計者、施工者、工事監理者、統括管理責任者の役割、責任及び関係について、適切な体制図を提示しているか。	5		5-1-2
	(2) 地域 活性化	地域経済への 貢献	ア 市内企業等との連携や資材調達などの配慮、市内事業者への発注計画、その他地域経済活性化に資するさまざまな取組について具体的な実施方法を記述しているか。	10	10	5-1-2
	(3) スケジ ュール 管理	工期設定	ア 学校運営を行いながら多拠点を同時に進めることを十分に鑑み、適正な工期設定がされているか。 イ 学校運営への影響を少なくする工事施工期間短縮等の提案がなされているか。	10	10	5-1-3
	(4) 業務の 品質	統括管理業務 の実施方針	ア 学校運営が行われている中、工期内に事業を行うため、設計、施工段階において特に重要な役割を担う統括管理業務について、多拠点における十分な安全管理、設計及び工事施工において統一的な品質管理を行うための適切な方法を提案しているか。 イ 各拠点で発生したトラブルや設計内容の調整等を円滑に処理するための適切な方法を提案しているか。	5	20	5-1-4
		設計業務の実 施方針	ア 快適な学校環境や周辺環境に配慮した計画がされているか。 イ 機器、配管類の耐震性について、適切な提案をしているか。 ウ 機器の運転、メンテナンスに配慮した計画を提案しているか。	5		5-1-4

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	様式
	(4) 業務の 品質		エ 設計品質を確保するための具体的方策（設計体制、設計瑕疵の防止策等）について提案しているか。 オ 室内機の設置方法について各学校の条件に沿った合理的な提案がされているか。		
		施工業務の実 施方針	ア 適切な品質管理及び施工精度が確保できる提案を行っているか。 イ 平日学校運営を行いながら実施することを鑑み、児童・生徒、教職員及び来校者等の安全と学校運営に十分に配慮した事業の進め方について、具体的な提案を行っているか。 ウ 休日施工や夜間休工作中的防災、防犯を踏まえた安全確保について具体的な提案を行っているか。 エ 設置完了後の機器使用時の安全性に配慮するとともに、維持管理を考慮した提案を行っているか。	5	5-1-5
		工事監理業務 の実施方針	ア 多拠点工事監理のための適切な方法を提案しているか。 イ 市及び学校への報告、調整方法について適切な提案を行っているか。	5	5-1-5
技術評価点 小計				50	
価格評価点		(最低提案価格÷当該提案価格) ×50		50	
総合計（評価値）				100	

(6) 評価値が同点の場合

最優秀提案を決する際、評価値が同点の場合は、提案価格が低いものを優位とし、評価値及び提案価格が同値の場合は、くじ引きにより最優秀提案を特定する。

1 4 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

1 5 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社の公共工事履行保証証券及び履行保証保険又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に規定する保証事業会社の保証書のいずれかの提供をもって納付に代えることができる。

1 6 配置技術者

- ・ 建設業法に規定された資格を有し、建築工事の公共工事において、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者を建設業法第26条第1項の主任技術者又は同条第2項の監理技術者として配置できること。
- ・ 監理技術者は、建設業法第27条の18に規定する「監理技術者資格証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持しているものとする。
- ・ 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは、原則として認めない。なお、恒常的な雇用関係とは、提案書提出日現在で、3か月以上雇用していることをいう。
- ・ 配置予定技術者の資格・工事経験調書に記載した配置予定技術者は、病欠、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することができない。
- ・ 営業所の専属配置の技術者は、原則配置予定技術者として申請できない。

1 7 現場代理人

現場代理人は、請負契約の適切な履行を確保するため、工事現場の取締まりのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。

1 8 審査結果の通知

- ・ 審査結果は、本市ホームページにおいて公表する。決定された優先交渉権者に対しては、その旨を書面（優先交渉権者決定通知書）で通知する。優先交渉権者等に決定されなかった者に対しては、その旨を書面（優先交渉権者に決定されなかった旨の通知書）で通知する。
- ・ 審査の経過及び評価値の内訳に対する問合せには応じない。

1 9 契約手続き等

(1) 契約手続き

- ・ 審査の結果、優先交渉権者と仮契約を締結する。なお、令和7年3月（予定）北本市議会において議決を得たとき、仮契約は本契約として成立する。
- ・ 技術提案書は、全て仕様書に記載されたものとする。
- ・ 契約保証金、前払い金等については、設計・施工仮契約書別添要項とおりとする。

(2) 優先交渉権者の取り消し等

- ・ 優先交渉権者が、契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において、優先交渉権者との事業契約が締結できない場合、本市は当該優先交渉権者を取り消し、次点者を優先交渉権者として契約交渉を行う。
- ・ 優先交渉権者が、契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、本市に対し、速やかに文書（様式任意）により、その旨を届け出ること。

(3) その他

- ・ 優先交渉権者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行う。
- ・ 優先交渉権者の決定後、仮契約締結までの間に、優先交渉権者が本プロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、仮契約を締結しないことがある。
- ・ 優先交渉権者が本契約締結までに、本プロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。
- ・ 参加表明手続及び技術提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。
- ・ 優先交渉権者は、仮契約締結までに建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項を市長に提出しなければならない。

20 その他

(1) 費用負担について

提出書類等の作成及び本プロポーザルの参加に必要な費用は、参加申込者の負担とする。

(2) 参加辞退について

本プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはない。ただし、仮契約締結後の辞退はこの限りではない。

(3) 複数応募の禁止

共同企業体の構成員は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員になることはできない。また、構成員と資本関係又は人的関係等のあるものについても、他の共同企業体の構成員になることはできない。